

12 児童生徒の集団指導

1 学級経営の基盤となるもの

学級担任になったとき、誰もが「よい学級をつくりたい」「よい児童生徒を育てたい」と考えます。このような思いをもとに学級を育てていく営みのすべてを、学級経営と呼ぶことができます。

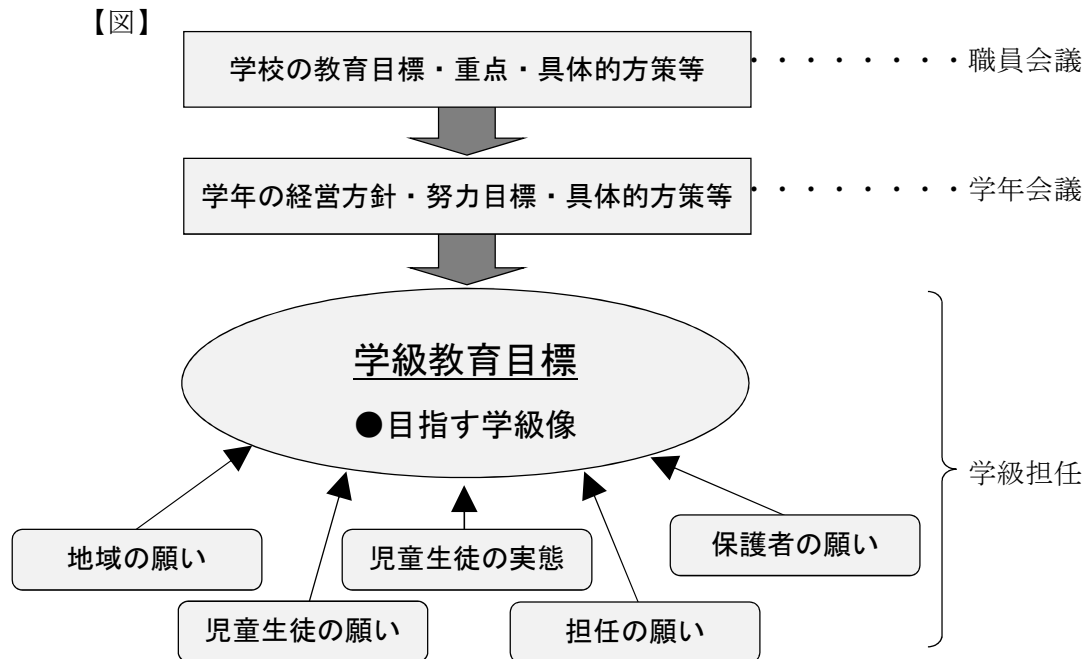
学校は小さな社会に例えられます。いわゆる知識・技能の習得にとどまらず、性格や考え方等も異なる多様な他者とかかわり合いながら人間関係を築き、自他共によりよい生活を送っていくための姿勢や方法を学ぶ場だからです。その最小単位ともいえるのが学級です。この学級の中で、一人一人が力を十分発揮できること、お互いのよさを認め合えることが学習集団としても生活集団としても大切です。

そのために、まず担任として心砕くべきは児童生徒理解です。一人一人の児童の能力や性格、友人関係、家庭環境、本人の思いや願いなど、様々な情報をもとに理解に努めるとともに、本人の力でできるのか等、発達段階を考慮することも大切です。初めから教師の理想を押しつけるのではなく、成長の個人差を理解しながら、教師が共感的に受けとめ、児童生徒本人の思いに寄り添うことは、教師と児童生徒の信頼関係を築いていくことにもつながります。

2 学級経営の位置付け

各学校では、児童生徒一人一人の「生きる力」を培うために学校教育目標を定めています。

学級を学校目標の具現化の場であるとするれば、学級経営の位置付けは【図】のように捉えることができます。



学校の教育目標は、関係する法令や条例を踏まえ、地域や児童生徒の実態をよく見極め、学校の全職員の共通理解を図って校長が定めるものです。

学校によっては、より具体的な「本年度の方針と重点」等という形で、下位の目標を定める場合があります。

それらの教育目標を踏まえ、学年の発達段階や学級の実態等を考慮して、「学級の経営方針」を定め、それに基づいて学級経営を進めていきます。

学級経営を進めて行く際には以下の視点で考えていきます。

- (1) 学級経営方針の設定に関すること
- (2) 生徒指導、健康安全指導等に関すること
- (3) 教科等の計画に関すること
- (4) 教室環境の整備に関すること
- (5) 学級の間人関係の育成と個別指導（教育相談を含む）に関すること
- (6) 家庭との連絡・連携に関すること
- (7) 学級事務に関すること

一人一人の児童生徒を理解しようと努めることを基盤とした学級経営をするにあたって、1年間どのように学級経営を進めていくかを示すものが学級経営案です。

以下、学級経営の実際と学級経営案がどのようにかかわっているのかを示します。

3 学級経営の実際

(1) 学級経営方針を定める

学級経営を効果的に進めるためには、適切な「学級経営方針」を定めなければなりません。目標がなければ、具体的に何をどのようにしたらよいのか取組が焦点化せず、その時々思い付きの取組になってしまうからです。

ア	担任の思いや願いを具体的に示すこと。	(方向性の具体化)
イ	児童生徒の思いや願い、実態を多面的に把握すること。	(具体的な資料収集)
ウ	目標達成の具体的な方法と関連付けて考えること。	(戦略的なプラン作成)
エ	1年間の学校行事の計画に基づき、関連付けること。	(学校行事との関連性)

そして、どの程度達成できたか評価できるように、評価の方法まであらかじめ設定するようにします。つまり、計画 (Plan) → 実践 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action) のサイクルで実践することが着実な児童生徒の育成につながるのです。

(2) 目標をもとに学級経営案を作成する

学級経営案は、よりよい「学習集団」「生活集団」を育て、一人一人の児童生徒に、もてる能力を十分に発揮させ、学校の教育目標が具現化できるようにするための学級担任としての計画であり、日常の教育活動を行う指針となるものです。

学級経営は、学級担任の恣意によって進めたり、個人の好みによって進めたりしてはならない性質のものであります。

このことから考えても、学級経営案は教職員間で共有しておくべきものであり、作成に際しても、特に下記の事項については、学年会議などで協議し、それを踏まえて作成することが必要です。

ア	学級経営方針	(3(1)のとおり)
イ	学級の実態	在籍数、要保護・準要保護児童生徒、指導上配慮を要する児童生徒（具体的に、性行的に、家庭的に）、学年・学級の雰囲気等に関する事項
ウ	重点目標	学習指導（朝学習、テスト、家庭学習などの扱いも含む）、生徒指導、体力増進、安全指導等に関する事項
エ	学級の組織	係の決め方、座席の決め方、当番活動、班活動等に関する事項
オ	学習指導	教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動(小)、学校行事、学年行事等に関する事項
カ	生徒指導	児童生徒理解、基本的な生活習慣や自己教育力の育成、問題行動を示す児童生徒の指導等に関する事項
キ	教室経営	清掃、掲示物配置、黒板利用等に関する事項
ク	学級事務	年間を通し、月例事務の処理の仕方等に関する事項
ケ	家庭との連携	PTA 運営計画、学級通信、家庭訪問、面談、随時連絡等

学級経営案の作成にあたっては、その過程における学年担任団等での共通理解が大切です。

(3) 学級経営における留意事項と評価

実際の学級経営を進める際に、よりどころになる学級経営案をもとに、次の項目に留意して進めていく必要があります。

ア 学級目標について

学級目標は、教師と児童生徒が「このような学級にしたい」という願いを共有し、具体的な姿を思い浮かべながら決めていくとよいでしょう。児童生徒がどのようなことに取り組みばよいのかが明確で、教師も児童生徒も日常的に意識できるものがよいでしょう。

イ 教師の及ぼす影響について

担任教師は、日常的に児童生徒と生活を共にしているため、教師の無意識の言動、物事への向き合い方や考え方でも児童生徒に取り込まれていきます。教師の日常の生活態度が及ぼす影響が大きいことを心に留めておく必要があります。

ウ 児童生徒理解について

児童生徒の発達段階や、身体的状況、心理的状況、学習実現状況、家庭の状況等について、理解を深めておく必要があります。教師から見て「困った子」は実は様々な状況に起因して「困っている子」かもしれません。

特に留意する必要がある障がい、アレルギー等のある児童生徒については、養護教諭との連携を図るとともに、家庭との連携を密にして確かな情報に基づいた対応が必要です。

エ 児童生徒相互の関係理解について

一人一人の児童生徒がもつ個性と、集団内での立場を理解することは、集団を高め、集団の中で個々を伸ばしていく上で欠かすことができません。

教師の丁寧な児童生徒の観察により、リーダー的存在の子、孤立しがちな子、交友関係などを具体的に捉える必要があります。また、心理テストやアンケート等を取り入れて客観的・総合的に捉えることも大切です。

オ 学級経営の評価について

評価を行う場合には主に次の2点を考えます。

(ア) 何を評価するのか適切に定めること

児童生徒の姿から、ある面が教師の願った通りに育っている、育っていないということだけでなく、教師自身の指導やかかわりがその姿にどのように影響しているかを評価します。そして、どのような指導が有効だったか、努力が必要な点はどこなのかを洗い出し、今後の指導の改善に生かせるようにします。

(イ) 評価の方法を適切に定めること

「評価の方法」は、現在の「A この学級の実態」を「B このように変えたい」のBについて、3段階なり5段階なりに分けた評価の判断基準をつくり、それに照らして評価すると、具体的達成度が分かります。

カ 教師間の連携について

学級経営を一生懸命に行っているにもかかわらず、学級には様々な問題が起こります。担任は自分の責任で、と考え、一人で何とかしようとしてしまいがちです。しかし、児童生徒の成長は、担任一人の指導で促されるものではありません。教師間で問題や課題を共有し、多面的に児童生徒を捉え、持続的に指導していくことが大切です。即効性のある指導が必要な場合もありますが、人の成長には個人差があり、長い目で見て支えていくことが必要です。

4 集団指導と個別指導の意義

集団指導と個別指導については、集団指導を通して個を育成し、個の成長が集団を発展させるという相互作用により、児童生徒の力を最大限に伸ばすことができるという指導原理があります。

そのためには、教員は児童生徒を十分に理解するとともに、教員間で指導についての共通理解を図ることが必要です。なお、【図】のように、集団指導と個別指導のどちらにおいても、①「成長を促す指導」、②「予防的な指導」、③「課題解決的な指導」の三つの目的に分けることができます。



【図】 集団指導と個別指導の指導原理

(1) 集団指導の方法原理

一人一人の児童生徒は集団の活動によって、社会で自立するために必要な力を身に付けることができるという生徒指導の原理があります。

教員は集団指導を効果的に行うために、児童生徒の個性を十分に理解することや集団の場面において、児童生徒が活躍できる機会を作るとともに、できる限り児童生徒の自主性を尊重した指導を行うことが必要です。

(2) 集団指導における留意点

あらゆる場面において、児童生徒が人として平等な立場で互いに理解及び信頼し、そして、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくるのが大切です。

そのために、指導的立場である教員は一人一人の児童生徒が、①「安心して生活できる」、②「個性を發揮できる」、③「自己決定の機会を持てる」、④「集団に貢献できる役割を持てる」、⑤「達成感・成就感を持つことができる」、⑥「集団での存在感を実感できる」、⑦「他の児童生徒と好ましい人間関係を築ける」、⑧「自己肯定感・自己有用感を培うことができる」、⑨「自己実現の喜びを味わうことができる」ことを基盤とした集団づくりの工夫が必要です。

特に、教員は児童生徒の個性を十分に理解した上で、集団活動でのあらゆる機会、できるだけ多くの児童生徒が活躍できるように配慮した役割を与え、集団生活の充実・向上に努めようとする責任ある態度や、進んで仲間に協力をするなど、集団の一員として、自分の果たすべき役割を自覚することは、集団の発展とともに、児童生徒一人一人の成長にとっても大切なことです。

一般的に集団での指導は教員が中心となる場合が少なくありません。もちろん、発達の段階や状況に応じて、教員が中心となる指導が必要な場合もありますが、児童生徒の自主性を尊重する指導が必要です。

児童生徒の自主性を尊重することで、物事がうまく進まなかったり、失敗したりする場合にも、教員がすぐに指示を与えたり、自らが児童生徒に代わって行動したりするというのではなく、できるだけ児童生徒自らが解決できるようなヒントを与えるに留めるなど、粘り強く指導・援助をすることが大切です。

その際、児童生徒や保護者等に「教員が手助けをしてくれない」などといった誤解を与えないように、集団における指導目標等について、事前に十分に説明をしておく必要があります。

(3) 個別指導の方法原理

個別指導は一部の児童生徒を対象として、集団から離れて教員が別室で一定の時間を充てて1対1で指導をするだけでなく、学校教育のあらゆる場面で、児童生徒が社会で自立するために必要な力を身に付けるために、個別に配慮した指導・援助をする必要があります。

個別指導を効果的に進めるために、教員は日常の学校生活を通して、児童生徒との信頼関係をつくるように努めることが大切です。

(4) 個別指導における留意点

個別指導を効果的に進めるためには、日常の学校生活を通して、児童生徒と教員の信頼関係をつくるように努めることが大切です。

このことは、個別指導にかかわらず大切なことではありますが、学校で個別指導の対象となるのは、児童生徒であり、その意味では児童生徒と教員の間には好ましい人間関係をつくることが重視されなければなりません。信頼関係は教員の児童生徒に対する日ごろの接し方や言動によって作られるものです。

一般的に、コミュニケーションで伝わる内容は、言語的内容は 30%で、非言語的内容が 70%とされています。つまり、教員は言葉だけではなく、言葉と同じメッセージを態度でも伝える必要があります。例えば、「廊下を歩くときはゆっくり歩く」、「児童生徒とすれ違うときは、目を合わせる、声をかける、笑顔を見せる」などを心がけることや、「廊下で児童生徒に声をかけられたら、足を止める、身体を逆向きにしないで話を聴く」、「職員室などで仕事中に声をかけられたら、ペンを置く、キーボードから手を離す」などは、児童生徒との信頼関係を築く上で大切なことです。

5 児童生徒への励ましと賞賛

賞賛には、「ある行為や成果をすばらしいと評価して、ほめたたえる」という意味があります。つまり、教員の基準で一定の水準に達した、水準を超えたと評価するのが「賞賛」という行為と言えます。また、「励ます」は、「気持ちが奮い立つようにしてやる。元気づける。力づける」という意味です。

例えば、教師がほめ、励ますことで、児童生徒が行動の規準を学び、よりよくなりたいという意欲をもったり、自分の行動を省みて改めたりすることができるなど、児童生徒の規範意識を育むことにもつながったり、自信を引き出したりすることにもつながります。

また、子どもたちと信頼関係を結んでいくためにも、教師の「賞賛」あるいは「励まし」は大切な要素となります。

児童生徒をほめる時に大切にしたいことはいくつか考えられますが、例えば以下のことを意識してほめることが大切です。

(1) 抽象的ではなく具体的に

ほめ言葉は、できるだけ具体的であることが望まれます。例えば「えらい」「すごい」という言葉だけでは、児童生徒自身は何がよいのかよく分かりません。何がよかったか具体的にほめることで、ほめられた本人も周りの児童生徒もそのことを意識していくようになります。

(2) 結果だけでなく努力、姿勢、過程も

結果は結果として価値がありますが、結果のみに注目したほめ方だけでは、児童生徒はそこに一喜一憂し、よい結果を出せない自分には価値がないなどといった自己評価をする可能性もあります。教員が、努力や姿勢や過程に注目してほめることで、そうした観点を児童生徒の中に育てることが大切です。

児童生徒が危険な行為や他者を傷つけるような言動をした場合、教員は毅然とした態度で注意し、何が悪かったのか、どう行動すればよかったのか、考えるように促すことが必要です。その際に大切にしたいこともいくつか考えられます。例えば以下のことを意識することが大切です。

(1) 注意する規準をもつ

教員による児童生徒への注意が持つ機能として、「価値観を形成すること」が考えられます。そのために必要な規準を明確にもっておくことが大切です。またその規準を児童生徒も理解していることが必要です。

(2) 人格と行為を分ける

子どもの人格を否定するような言葉を用いてしまうと、児童生徒自身が容易に自分の人格を否定してしまうようになる可能性があります。否定するのは行為に限定することが大切です。

6 学級担任の仕事と学級事務

(1) 主な学級事務

指導に関するもの	表簿に関するもの	統計・調査・報告	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営案作成 ・学習指導案作成 ・週案・週録の作成 ・指導用資料の作成 ・成績の処理 ・成績記録簿の記入 ・行動観察記録 ・家庭環境調査 ・健康観察記録 ・教室環境の整備 ・学級通信 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導要録 ・評価簿 ・通知表 ・転出入児童生徒の表簿 ・出席簿 ・健康診断票 ・歯の検査票 ・体力測定記録簿 	<ul style="list-style-type: none"> ・出欠席月末統計 ・健康診断統計 ・要保護児童生徒、準要保護児童生徒調査 ・その他必要な調査、統計 	<ul style="list-style-type: none"> ・集金に関すること ・備品管理 ・PTAに関すること

(2) 年間の学級事務

時 期	内 容
年度初め	ア 指導計画並びに実施記録簿の作成 ・教科・道徳科・特別活動・総合的な学習の時間・小学校外国語活動 イ 学級経営案の作成 ・目標、方針等の記入 ウ 指導要録の作成 エ 健康診断票、歯の検査票の作成 オ 出席簿の作成 カ 教科用図書無償給与児童生徒名簿の作成、報告 キ (独)日本スポーツ振興センターの加入 ・加入者の手続き ・掛金の集金と納入 ク 学級会計 ・学級経営予算の作成 ・集金方法の決定 ・集金袋等の準備 ケ 教室備品の確認 コ 学級事務用品の整備 ・児童生徒氏名ゴム印等 サ 前担任との事務と指導の引き継ぎ シ 学級組織の編成 ス 「緊急時の連絡方法の確認」 セ 家庭訪問の資料の整備
毎 学 期	ア 指導要録、補助簿の記入 イ 通知表作成と配付 ウ 出席簿の学期末統計 エ 学級会計の報告書の作成 オ 学級備品調査、点検 カ 長期休業生活計画表の点検指導
年 度 末	ア 卒業、進級の判定資料の作成 ・成績処理、教科等の評価一覧表作成 ・出欠状況の記入、統計処理 イ 修了、卒業生台帳の記入 ウ 通知表の記入 エ 指導要録の完成 オ 出席簿の整理 カ 指導計画の実施に対する反省 キ 学級経営案の記入整理 ク 学級会計の整理と報告 ケ 学級編制資料の作成

毎月	ア 出席簿、月末統計処理 イ 学級通信等による家庭連絡
毎週	ア 週指導計画の記入、授業実施 ・時数調整、指導の反省記録 イ 学年会記録 ・同学年担任との打合会の記録
毎日	ア 日案等授業実施記録 ・実施と反省記録 イ 出席簿の記入 ・欠席理由等の確認と指導、家庭連絡指導 ウ 学級日誌、班（グループ）日誌等の点検と指導
特定期間	ア 健康診断関係 ・実施の補助（身体測定及び記録等） ・事後措置と指導 ・健康診断票及び歯の検査票の記入整理 イ 知能検査、性格検査、学力検査、学力診断等、検査の実施と結果の分析及び学習指導等への生かし方の立案、実施 ウ 就学援助費の支給
随時	ア 生徒指導に関する指導記録の作成 ・家庭環境調査の記録 ・保護者との懇談内容記録 ・観察記録 ・交友関係調査 イ 学級経営案の記入と指導 ・学級経営上の諸事項についての累加記録 ウ 学校行事の資料作成 エ 学級通信 ・必要に応じ家庭へ連絡 オ 報告、連絡、指導 ・長期欠席の児童生徒報告と指導 ・事故発生の場合の報告と指導 カ 児童生徒の成績の処理

(3) 公簿・表簿等の保存期間及び法的根拠

公表簿	保存期間	法的根拠
児童生徒指導要録 原本	20年	(学籍に関する記録) 学校教育法施行規則第24条、第28条
	5年	(指導に関する記録) 〃
児童生徒指導要録 写し	20年	(学籍に関する記録) 学校教育法施行規則第24条、第28条
	5年	(指導に関する記録) 〃
児童生徒出席簿	5年	学校教育法施行規則第25条
健康診断票	5年	学校教育法施行規則第28条 学校保健安全法施行規則第8条
歯の検査票	5年	学校教育法施行規則第28条 学校保健安全法施行規則第8条
心とからだの 健康観察	5年	心とからだの健康観察「学校保管児童生徒個票」の取扱について（県教委通知 H24.1.26）
教科用図書配当表	5年	学校教育法施行規則第28条

7 学年経営と学級経営の関わり

学年経営とは、学年の教育目標の達成に向けて、諸活動を計画・実施・評価する、学年主任を中心とする学年教師集団の協働的な取組を指します。学習指導や生活指導は、それぞれの担任がそれぞれ個別に指導する場面が多くなりますが、自己流の指導となってしまう場合もあります。そのようなことを防ぐためにも、学年会等で共通認識をもち、学年の教師が指導の方向性をそろえて指導に当たることが大切です。

学年経営は、学校教育目標が達成されるための具体的な経営方針や計画によって進められます。同じように、学級経営も学校教育目標や学校経営計画、学年経営計画に沿った目標や計画を立案することとなります。しかし、子どもたち一人一人が皆異なるように、学級もそれぞれ実態や雰囲気異なります。学級担任はそうした学級の実態を適切に捉えた上で、学校経営計画や学年経営計画に沿いながらも、より具体的で学級の実情に合った計画の立案をし、適切な学級経営を行っていくことが重要です。

8 学校における生徒指導体制

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことです。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意味を持つものと言えます。

生徒指導の目的は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることです。

この生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒が、深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指されます。そのためにも、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切です。

現在、「新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備」「複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備」「子供と向き合う時間の確保等（業務の適正化）のための体制整備」のために、「チーム学校」を実現することが求められています。「チーム学校」とは、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」と定義されています。そのような「チーム学校」を実現するためには、次の4つの視点が必要になります。

① 教員と専門スタッフとの連携・協働体制の充実

教員が教育に関する専門性を共通の基盤として持ちつつ、それぞれ独自の得意分野を生かしチームとして機能すると同時に、心理や福祉等の専門スタッフを学校の教育活動の中に位置付け、教員と専門スタッフとの連携・協働の体制を充実させること

② 学校のマネジメント機能の強化

校長がリーダーシップを発揮し、校長の権限を適切に分担する体制や校長の判断を補佐する体制の整備によって、管理職もチームとして取り組むこと

③ 教職員の専門性を高め、それを発揮するための環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするために、校務分掌や校内委員会の持ち方、業務の内容や進め方の見直し等に取り組むこと

④ 教職員間の同僚性の形成

教職員同士が支え合い、学び合う受容的・支持的・相互扶助的な人間関係を構築すること

また、学校を基盤としたチームによる連携・協働を実現するためには、学校に関係する人々に次のような姿勢が求められます。

① 一人で抱え込まないこと

② どんなことでも問題を全体に投げかけること

③ 管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくること

④ 同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にすること

(引用・参考)

文部科学省「生徒指導提要」（令和4年12月改訂）「第1章生徒指導の基礎」、「第3章チーム学校における生徒指導体制」

9 部活動指導の進め方

(1) 学校部活動を取り巻く状況

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。

今後、本県においても生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

スポーツ庁及び文化庁は、令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、まずは、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行する方針を定めています。一方で、地域の実情に応じ、学校部活動の地域連携と休日の地域クラブ活動が、当面は併存することも示されています。

そこで、本県においては、上記ガイドラインを参考として「岩手県における学校部活動と新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を令和6年1月に策定しました。この方針において、学校部活動については、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、地域クラブ活動への移行について、公立中学校は、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できることから取組を進めていくことが望ましく、公立の高等学校段階は、義務教育修了後に多様な教育活動が行われている状況を踏まえつつ、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組むことが望ましいとしています。

(2) 学習指導要領等における部活動等の位置付け

【小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編】

第3章 3 体育・健康に関する指導

<クラブ活動、運動部の活動>

クラブ活動、運動部の活動は、スポーツ等に共通の興味や関心をもつ同好の児童によって行われる活動であり、体育の授業で学習した内容を発展させたり、異なる学級や学年の児童との交流を深めたりするなどの成果が期待される。

このうちクラブ活動は、学校において適切な授業時数を充てるものとしており、学校や地域の実態等を考慮しつつ、児童の興味・関心を踏まえて計画的に実施することが大切である。

また、運動部の活動は、主として放課後を活用し、特に希望する児童によって行われるものであるが、児童の能力や適性などを考慮し、教師などの適切な指導の下に、自発的、自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

【中学校学習指導要領（平成29年告示）】第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

【高等学校学習指導要領（平成30年告示）】第1章 総則 第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(3) 岩手県の部活動休養日及び活動時間の基準

【中学校】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

【高等学校】

- 週1日以上以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上以上の休養日の設定に努める。
 - 1日の活動時間は、学校の特色及び種目等を考慮し、各学校において適切に設定する。
- ・ 部活動を補完する活動（保護者会・スポーツ少年団等）が行われる場合は、部活動と合わせて基準を超えない活動とする。
 - ・ 長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。
 - ・ 生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・ 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
 - ・ 学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。

(4) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び暴力・ハラスメントの根絶を徹底します。

イ 運動部活動の専門的指導を行う部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、運動部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう、効率的・効果的な指導を工夫して行います。

ウ 文化部活動の専門的指導を行う部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう、効率的・効果的な指導を工夫して行いま

す。

エ 生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績、地域の行事や催し等への参加などそれぞれの目標を達成できるよう、生徒との対話を重視し、コミュニケーションを十分に図った上で指導を行います。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、生徒の発達状況や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行います。

運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

- ① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう。
- ② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう。
- ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう。
- ④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう。
- ⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう。
- ⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう。
- ⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう。

(運動部活動での指導のガイドライン 平成25年 文部科学省)

望ましい部活動の在り方

- 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

(文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン 平成30年12月 文化庁)

(5) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備します。

イ 少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進します。

ウ 運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をします。

エ 学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮します。また、生徒が主体となって活動できる体制となるよう配慮します。

(6) 指導の充実に向けて

ア 指導方法の基本

- (ア) 説明する（言葉や資料で教示）
- (イ) 手本を示す（実際の動きの観察や模範となる動きを観察させてイメージ化）
- (ウ) 試行させる（繰り返して練習）
- (エ) 評価する（肯定的評価「もう少しこうすればさらに良くなる」）

イ 求められている指導

- (ア) 生徒の自主性、個性を尊重した指導
 - a 楽しさを実感させる
 - b 仲間との交流を充実させる
 - c できる、わかる喜びを体験させる（新しい発見、成就感）
- (イ) 対話を重視した指導（コミュニケーション向上のポイント）
 - a 自分の意見を持ちつつ、考えを押しつけない。
 - b よい姿勢、落ち着いた話し方で伝える。
 - c 近言語（語調、抑揚等）、身体動作（表情、姿勢等）、空間距離（パーソナルスペース）、付属品（服装、装飾品等）などの非言語スキルも意識する。
 - d 生徒との信頼関係を構築する。
 - e 誤りや失敗を正すときは、以下の点を意識する。
「成長の材料と考え、感情的にならない」「人ではなく行動に焦点を絞る」「説明することを心がけ、明確かつ簡潔に伝える」
 - f マイナスのイメージを強化するネガティブ表現を避け、よりよい方向に改善を促進するポジティブ表現を心がける。
(例) そんなことすると失敗するぞ → こうすれば成功するよ
だらだら動くな → きびきび動こう
ぼけっとするな → 集中していこう

ウ 運動部活動における安全対策について

県教育委員会事務局保健体育課で策定した「運動部活動における安全対策について」を参照のうえ、安全管理体制を構築し、安全・安心な部活動を推進します。

(7) 熱中症事故の防止等

- ア 部活動の実施に当たっては、生徒の健康状態の把握に努めるとともに気象情報等に留意します。
- イ 活動の際は、こまめな水分・塩分の補給や休憩など、生徒の健康管理を徹底します。
- ウ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切に対応します。

<p>熱中症は予防できる！ ー熱中症予防の原則ー</p> <p>1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと</p> <p>暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、下記の「熱中症予防運動</p>
--

指針」を参考に運動を行う。汗には塩分も含まれているので水分補給は0.1～0.2%程度の食塩水がよい。運動前後の体重を測定すると水分補給が適切であるかが分かる。体重の3%以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減少が2%以内におさまるように水分補給を行うのがよい。激しい運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないためで、急に暑くなったときは運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。週間予報等の気象情報を活用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成することも大事である。

3 個人の条件を考慮すること

肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動を軽減する。特に肥満傾向の人は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。

また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪い人は暑い中で無理に運動をしない、させない。

4 服装に気を付けること

服装は軽装とし、透湿性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で防ぐようにする。

5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

★ 以上のポイントに注意して、体調が悪くなったらすぐに運動を中止し、適切な応急手当など必要な措置をとりましょう！また、一方的に怠けなどと判断して放置せず、冷静に症状を観察・判断し迅速に対応しましょう！

WBGT【湿球黒球温度】とは

□ 温度環境を評価する指標
WBGTとは、暑さ寒さに関係する気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を取り入れた指標

(計算方法)

■ 屋外で日射のある場合
WBGT=0.7×湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度
※現在、WBGTを簡便に測定できる指標計があります。

■ 室内で日射のない場合
WBGT=0.7×湿球温度+0.3×黒球温度

熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給が必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい。
2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい条件の運動指針を適用する。

※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(公益財団法人日本スポーツ協会) 平成25年4月改訂

【熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー (独立行政法人日本スポーツ振興センター 平成31年3月)】

(8) 部活動指導における参考資料

ア 運動部活動用指導手引

(ア) 中学校部活動における陸上競技指導の手引き

(公益財団法人日本陸上競技連盟ホームページ)

<https://www.jaaf.or.jp/development/jhs/>



(イ) 中学校部活動サッカー指導の手引き

(公益財団法人日本サッカー協会ホームページ)

http://www.jfa.jp/coach/physical_training_club_activity/guidance.html#pankz



(ウ) 中学校部活動におけるバスケットボール指導の手引き

(公益財団法人日本バスケットボール協会ホームページ)

<http://www.japanbasketball.jp/training/47264>



(エ) 柔道部活動 ガイドブック等

(公益財団法人全日本柔道連盟ホームページ)

<https://www.judo.or.jp/aboutus/contracted-work/>



(オ) 中学校部活動における剣道指導の手引き

(公益財団法人全日本剣道連盟ホームページ)

<https://www.kendo.or.jp/information/20190301/>



イ 熱中症予防のための啓発資料「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」

(独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx#heat

